

新旧对照表

[illegible]

新旧対照表

新	旧
「略」 附則 「略」 附則 「略」 <u>附則</u> <u>この要綱は、令和6年9月6日から施行する。ただし、令和5年度事業については、従前の例によるものとする。</u>	「略」 附則 「略」 附則 「略」 <u>「新設」</u>

新旧对照表

新	旧
---	---

別表第1 (第2条、第3条、第8条関係)

メニュー		事業実施主体	事業種目	補助対象経費		補助率
				区分	採択基準	
01 体質強化・花粉削減	1 間伐材生産	県が作成する体質強化・花粉削減計画に明記された「原木供給計画参画事業実施主体」のうち、市町村、森林整備法人等及び知事が選定した林業経営体（以下「選定経営体」という。）	間伐材の生産	「略」	「略」	「略」
			関連条件整備活動	「略」	「略」	定額 19,500円/ha以内
				「略」	「略」	「略」
				「略」	「略」	「略」
	2 路網の整備	県が作成する体質強化・花粉削減計画に明記された「原木安定供給計画の原木生産目標」に資する路網整備を行う者のうち、市町村、森林整備法人等及び選定経営体。	林業専用道（規格相当）整備	「略」	「略」	「略」
			関連条件整備	「略」	「略」	「略」
			森林作業道整備	「略」	「略」	「略」
			関連条件整備	「略」	「略」	「略」
	3 スギ人工林伐採重点区域における路網の整備	県が作成する体質強化・花粉削減計画に明記された「原木安定供給計画の原木生産目標」に資する路網整備を行う者のうち、市町村、森林整備法人等及び選定経営体。	林業専用道（規格相当）整備	「略」	「略」	「略」
			関連条件整備	「略」	「略」	「略」
			森林作業道整備	「略」	「略」	「略」
			関連条件整備	「略」	「略」	「略」
02 循環成長	1 間伐材生産	市町村、森林整備法人等及び選定経営体。	間伐材の生産	「略」	「略」	「略」
			関連条件整備活動	「略」	「略」	「略」
				「略」	「略」	「略」

別表第1 (第2条、第3条、第8条関係)

メニュー	事業実施主体	事業種目	補助対象経費		補助率
			区分	採択基準	
01 体質強化・花粉削減	1 間伐材生産	県が作成する体質強化・花粉削減計画に明記された「原木供給計画参画事業実施主体」のうち、市町村、森林整備法人等及び知事が選定した林業経営体（以下「選定経営体」という。）	間伐材の生産	「略」	「略」
			関連条件整備活動 ^注	「略」	定額 17,500円/ha以内
			「略」	「略」	「略」
			「略」	「略」	「略」
	2 路網の整備	県が作成する体質強化・花粉削減計画に明記された「原木安定供給計画の原木生産目標」に資する路網整備を行う者のうち、市町村、森林整備法人等及び選定経営体。	林業専用道（規格相当）整備	「略」	「略」
			関連条件整備	「略」	「略」
			森林作業道整備	「略」	「略」
			関連条件整備	「略」	「略」
	3 スギ人工林伐採重点区域における路網の整備	県が作成する体質強化・花粉削減計画に明記された「原木安定供給計画の原木生産目標」に資する路網整備を行う者のうち、市町村、森林整備法人等及び選定経営体。	林業専用道（規格相当）整備	「略」	「略」
			関連条件整備	「略」	「略」
			森林作業道整備	「略」	「略」
			関連条件整備	「略」	「略」
02 循環成長	1 間伐材生産	市町村、森林整備法人等及び選定経営体。	間伐材の生産	「略」	「略」
			関連条件整備活動 ^注	「略」	「略」
			「略」	「略」	「略」

新旧対照表

新

				「略」	「略」	「略」
	2 路網の整備	市町村、森林整備法人等及び選定経営体。	林業専用道(規格相当)整備	「略」	「略」	「略」
			関連条件整備	「略」	「略」	「略」
			森林作業道整備	「略」	「略」	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「2 路網の整備」の「 森林作業道整備 」に準ずる。
			関連条件整備	「略」	「略」	「略」
	3 低コスト再造林対策	市町村、森林整備法人等及び選定経営体	一貫作業システム	主伐との一貫作業による人工造林(主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。)、 地植え及び植栽(苗木代及び苗木運搬)の実施に要する経費とし、伐倒及び幹の搬出集積の経費は含まない。)	「略」	実行経費の3分の2(最大85万円/ha)、に、「高知県造林事業査定要領」に基づき算出した間接費を加算した額(千円未満切捨て)。 ただし、実行経費が1ヘクタールあたりの標準単価上限1,276,000円を超える場合、2分の1(千円未満切捨て)、上限638,000円/ha(間接費除く。)とする。
			低コスト造林	大苗・エリートツリー等を活用した低密度植栽、ドローンによる苗木運搬を導入した造林、早生樹造林の実施に要する経費(地植え及び植栽(苗木代及び苗木運搬を含む。))。	「略」	実行経費の3分の2(最大578,000円/ha)、に、「高知県造林事業査定要領」に基づき算出した間接費を加算した額(千円未満切捨て)。 ただし、実行経費が1ヘクタールあたりの標準単価上限867,000円を超える場合、2分の1(千円未満切捨て)、上限433,000円/ha(間接費除く。)とする。
			下刈り	2齢級以下の林分で行う 下刈り	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材の生産」の「間伐材の生産」に準じ、知事が別に定める生産基盤強化区域内で実施すること。	実行経費の3分の2(上限 124,000円 /ha)に「高知県造林事業査定要領」に基づき算出した間接費を加算した額(千円未満切捨て)。 同一施行地における3回目までの下刈りを条件とする。
			機械器具の整備	①苗木運搬用のドローンや架線(滑車等の附属機械器具含む) ②植栽に要するディブルや電動植穴機 ③下刈りに要する機械器具(刈払機を除く) ④施行地管理用のドローン(ソフトウェア等の付属機械含む) ⑤その他(知事が定める機械器具)。	「略」	「略」
			関連条件整備活動	「略」	1 本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材の生産」の「関連条件整備」に準ずる。 ただし、次のア及びイについては、1施行地につき1度までとする。 ア 複数年にわたる造林の長期受委託契約の締結に係る同意の取り付けのために要する経費 イ 再造林経費の拠出を目的とした基金の造成及び運営に要する経費	補助率は同時に実施した上記の一貫作業、低コスト造林、下刈りによる。 補助率が実行経費の3分の2の場合、上限 26,000円 /ha(千円未満切捨て)。 補助率が2分の1の場合、上限 19,500円 /ha(千円未満切捨て)。

旧

				「略」	「略」	「略」
	2 路網の整備	市町村、森林整備法人等及び選定経営体。	林業専用道(規格相当)整備	「略」	「略」	「略」
			関連条件整備	「略」	「略」	「略」
			森林作業道整備	「略」	「略」	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「2 路網の整備」の「 林業専用道(規格相当)整備 」に準ずる。
			関連条件整備	「略」	「略」	「略」
	3 低コスト再造林対策	市町村、森林整備法人等及び選定経営体	一貫作業システム	主伐との一貫作業による人工造林(主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。幹部分の集材は 含まない。) の実施に要する 経費(地植え、植栽及び苗木運搬) 。	「略」	実行経費の3分の2(最大85万円/ha)、に、「高知県造林事業査定要領」に基づき算出した間接費を加算した額(千円未満切捨て)。 ただし、実行経費が1ヘクタールあたりの標準単価上限1,276,000円を超える場合、2分の1(千円未満切捨て)、上限638,000円/ha(間接費除く。)とする。
			低コスト造林	大苗・エリートツリー等を活用した低密度植栽、ドローンによる苗木運搬を導入した造林、早生樹造林の実施に要する経費(地植え、苗木運搬及び植栽)。	「略」	実行経費の3分の2(最大578,000円/ha)、に、「高知県造林事業査定要領」に基づき算出した間接費を加算した額(千円未満切捨て)。 ただし、実行経費が1ヘクタールあたりの標準単価上限867,000円を超える場合、2分の1(千円未満切捨て)、上限433,000円/ha(間接費除く。)とする。
			下刈り	下刈り	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材の生産」の「間伐材の生産」に準じ、知事が別に定める生産基盤強化区域内で実施すること。	実行経費の3分の2(上限 117,000円 /ha)に「高知県造林事業査定要領」に基づき算出した間接費を加算した額(千円未満切捨て)。 同一施行地における3回目までの下刈りを条件とする。
			機械器具の整備	①苗木運搬用のドローンや架線(滑車等の附属機械器具含む) ②植栽に要するディブルや電動植穴機 ③下刈りに要する機械器具(刈払機を除く) ④施行地管理用のドローン(ソフトウェア等の付属機械含む)	「略」	「略」
			関連条件整備活動	「略」	1 本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材の生産」の「関連条件整備」に準ずる。 補助率が実行経費の3分の2の場合、上限 24,600円 /ha(千円未満切捨て)。 補助率が2分の1の場合、上限 18,500円 /ha(千円未満切捨て)。	補助率は同時に実施した上記の一貫作業、低コスト造林、下刈りによる。 補助率が実行経費の3分の2の場合、上限 24,600円 /ha(千円未満切捨て)。 補助率が2分の1の場合、上限 18,500円 /ha(千円未満切捨て)。

新旧対照表

新	旧
---	---

				「略」	「略」	「略」
				「略」	「略」	「略」

※表中補助対象経費の区分欄の「その他」とは、補助事業に必要な施設のうち、知事が特に認めるものをいう。

別表第2(第5条－第7条関係)

「略」

別表第3(第5条関係)

「略」

付表

上限事業費	0 2 循環成長
	1 低コスト再造林対策
	(ア) 森林の調査等
	1 施行地につき・・・・・・・・・・1ヘクタール当たり <u>39,000円</u>
	※間接費を除く
	(イ) 森林作業道
	1 路線につき・・・・・・・・・・1メートル当たり4,000円
	※間接費を除く

				「略」	「略」	「略」
				「略」	「略」	「略」

※表中補助対象経費の区分欄の「その他」とは、補助事業に必要な施設のうち、知事が特に認めるものをいう。

別表第2(第5条－第7条関係)

「略」

別表第3(第5条関係)

「略」

付表

上限事業費	0 2 循環成長
	1 低コスト再造林対策
	(ア) 森林の調査等
	1 路線につき・・・・・・・・・・1ヘクタール当たり <u>37,000円</u>
	※間接費を除く
	(イ) 森林作業道
	1 路線につき・・・・・・・・・・1メートル当たり4,000円
	※間接費を除く

新旧对照表

新	旧
---	---

別表第4

間伐材の生産（定額単価）

単位：円/ha当たり以内

		搬出材積区分	間接費率									
			0%	3%	10%	13%	18%	21%	24%	31%	34%	39%
定額単価		10m3以上30m3未満	<u>169,000</u>	<u>174,000</u>	<u>186,000</u>	<u>191,000</u>	<u>200,000</u>	<u>205,000</u>	<u>210,000</u>	<u>222,000</u>	<u>227,000</u>	<u>235,000</u>
		30m3以上50m3未満	<u>241,000</u>	<u>248,000</u>	<u>265,000</u>	<u>272,000</u>	<u>285,000</u>	<u>292,000</u>	<u>299,000</u>	<u>316,000</u>	<u>323,000</u>	<u>335,000</u>
		50m3以上70m5未満	<u>381,000</u>	<u>392,000</u>	<u>418,000</u>	<u>431,000</u>	<u>449,000</u>	<u>461,000</u>	<u>472,000</u>	<u>499,000</u>	<u>510,000</u>	<u>529,000</u>
		70m3以上	<u>513,000</u>	<u>528,000</u>	<u>564,000</u>	<u>580,000</u>	<u>605,000</u>	<u>621,000</u>	<u>636,000</u>	<u>672,000</u>	<u>687,000</u>	<u>713,000</u>
定額単価の財源内訳	国費	10m3以上30m3未満	<u>169,000</u>	<u>174,000</u>	<u>186,000</u>	<u>191,000</u>	<u>200,000</u>	<u>205,000</u>	<u>210,000</u>	<u>222,000</u>	<u>227,000</u>	<u>235,000</u>
		30m3以上50m3未満	<u>241,000</u>	<u>248,000</u>	<u>265,000</u>	<u>272,000</u>	<u>285,000</u>	<u>292,000</u>	<u>299,000</u>	<u>316,000</u>	<u>323,000</u>	<u>335,000</u>
		50m3以上70m5未満	<u>313,000</u>	<u>322,000</u>	<u>344,000</u>	<u>354,000</u>	<u>369,000</u>	<u>379,000</u>	<u>388,000</u>	<u>410,000</u>	<u>419,000</u>	<u>435,000</u>
		70m3以上	<u>377,000</u>	<u>388,000</u>	<u>415,000</u>	<u>426,000</u>	<u>445,000</u>	<u>456,000</u>	<u>468,000</u>	<u>494,000</u>	<u>505,000</u>	<u>524,000</u>
	県費	10m3以上30m3未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		30m3以上50m3未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		50m3以上70m5未満	<u>68,000</u>	<u>70,000</u>	<u>74,000</u>	<u>77,000</u>	<u>80,000</u>	<u>82,000</u>	<u>84,000</u>	<u>89,000</u>	<u>91,000</u>	<u>94,000</u>
		70m3以上	<u>136,000</u>	<u>140,000</u>	<u>149,000</u>	<u>154,000</u>	<u>160,000</u>	<u>165,000</u>	<u>168,000</u>	<u>178,000</u>	<u>182,000</u>	<u>189,000</u>

注1) 上記の定額単価には間接費を含む。

注2) 搬出材積区分と間接費率の交点にある定額単価を適用するものとする。

別記

第1号様式（第4条関係）

「略」

1 ~ 4 「略」

5 添付書類

(1) ~ (5) 「略」

(6) 環境負荷低減チェックシート (別紙4又は別紙5)

別紙第2号様式（第5条関係）～別紙第4号様式（第9条関係） 「略」

別表第4

間伐材の生産（定額単価）

単位：円/ha当たり以内

		搬出材積区分	間接費率									
			0%	3%	10%	13%	18%	21%	24%	31%	34%	39%
定額単価		10m3以上30m3未満	168,000	173,000	185,000	190,000	198,000	203,000	208,000	220,000	225,000	234,000
		30m3以上50m3未満	238,000	245,000	262,000	269,000	281,000	288,000	295,000	312,000	319,000	331,000
		50m3以上70m5未満	374,000	386,000	412,000	423,000	442,000	453,000	465,000	491,000	502,000	522,000
		70m3以上	504,000	519,000	555,000	570,000	595,000	610,000	626,000	661,000	676,000	701,000
定額単価の財源内訳	国費	10m3以上30m3未満	168,000	173,000	185,000	190,000	198,000	203,000	208,000	220,000	225,000	234,000
		30m3以上50m3未満	238,000	245,000	262,000	269,000	281,000	288,000	295,000	312,000	319,000	331,000
		50m3以上70m5未満	308,000	318,000	339,000	348,000	364,000	373,000	382,000	404,000	413,000	429,000
		70m3以上	371,000	382,000	408,000	419,000	438,000	449,000	460,000	486,000	497,000	515,000
	県費	10m3以上30m3未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		30m3以上50m3未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		50m3以上70m5未満	66,000	68,000	73,000	75,000	78,000	80,000	83,000	87,000	89,000	93,000
		70m3以上	133,000	137,000	147,000	151,000	157,000	161,000	166,000	175,000	179,000	186,000

注1) 上記の定額単価には間接費を含む。

注2) 搬出材積区分と間接費率の交点にある定額単価を適用するものとする。

別記

第1号様式（第4条関係）

「略」

1~4 「略」

5 添付書類

(1) ~ (5) 「略」

「新設」

別紙第2号様式（第5条関係）～別紙第4号様式（第9条関係） 「略」

新旧対照表

新	旧
第 5 号様式（第 10 条関係） 「略」 1 ～ 3 「略」 4 添付書類 （1）～（2） 「略」 （3）事業実施箇所別表 <u>（別紙 6）</u> （4）低コスト再造林対策事業費積算書 <u>（別紙 7）</u> 第 6 号様式（第 10 条関係）～第 9 号様式（第 13 条関係） 「略」 別紙 1 ～別紙 3 「略」	第 5 号様式（第 10 条関係） 「略」 1 ～ 3 「略」 4 添付書類 （1）～（2） 「略」 （3） <u>別紙 4</u> の事業実施箇所別表 （4） <u>別紙 5</u> 低コスト再造林対策事業費積算書 第 6 号様式（第 10 条関係）～第 9 号様式（第 13 条関係） 「略」 別紙 1 ～別紙 3 「略」

新旧対照表

新	旧
---	---

別紙 4

環境負荷低減チェックシート(林業事業者等向け)

事業実施主体名		提出時期	
記入年月日		申請時(します) ☐	報告時(しました) ☐

	チェック	(1)適正な施肥 ※ 種苗生産を行う場合(該当しない ☐)
①	☐	肥料の適正な保管
②	☐	肥料の使用状況等の記録・保存に努める

	チェック	(2)適正な防除 ※ 農薬を使用する場合(該当しない ☐)
③	☐	農薬の適正な使用・保管
④	☐	農薬の使用状況等の記録・保存

	チェック	(3)エネルギーの節減
⑤	☐	林業機械や施設の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
⑥	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

	チェック	(4)悪臭及び害虫の発生防止 ※ 発生源となる場所で作業する又は発生原因 となるものを扱う場合(該当しない ☐)
⑦	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	チェック	(5)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑧	☐	廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑨	☐	未利用材の有効活用を検討

	チェック	(6)生物多様性への悪影響の防止
⑩	☐	生物多様性に配慮した事業実施(物資調達、施業等)に努める

	チェック	(7)環境関係法令の遵守等
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑫	☐	関係法令の遵守
⑬	☐	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
⑭	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

注：(1)、(2)又は(4)の※で示す場合に該当しない場合は、「該当しない」にチェックをすることとし、当該項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。

「新設」

新旧対照表

新

旧

別紙 5

環境負荷低減チェックシート(その他民間事業者・自治体等向け)

事業実施主体名		提出時期	
記入年月日		申請時(します) ☐	報告時(しました) ☐

	チェック	(1)エネルギーの節減
①	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
②	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等)を検討
③	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討
	チェック	(2)悪臭及び害虫の発生防止 ※ 発生源となる場所で作業する又は発生原因 となるものを扱う場合(該当しない ☐)
④	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	チェック	(3)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑤	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑥	☐	資源の再利用を検討
	チェック	(4)生物多様性への悪影響の防止
⑦	☐	生物多様性に配慮した事業実施に努める ※ 生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合(該当しない ☐)
⑧	☐	排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 ※ 特定事業場である場合(該当しない ☐)
	チェック	(5)環境関係法令の遵守等
⑨	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑩	☐	関係法令の遵守
⑪	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
⑫	☐	機械等の適切な整備と管理に努める(該当しない ☐)
⑬	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

注：(2)、(4)の⑦若しくは⑧又は(5)の⑫に該当しない場合は、「該当しない」にチェックをすることとし、当該項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。

「新設」

新旧対照表

新	旧
別紙 <u>6</u> 事業実施箇所別表 「略」 別紙 <u>7</u> 低コスト再造林対策事業費積算書 「略」	別紙 <u>4</u> 事業実施箇所別表 「略」 別紙 <u>5</u> 低コスト再造林対策事業費積算書 「略」